

令和4年8月5日

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- (1) 調達件名 大阪大学（豊中他）非構造部材点検業務  
（詳細は業務委託仕様書のとおり）
- (2) 業務期間 契約日～令和5年2月14日
- (3) 業務位置 詳細は業務委託仕様書のとおり

### 2. 見積参加資格

以下の（1）及び（2）または（3）を満たしていること。

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規程に該当しない者であること。
- (2) 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）5章. 点検チェックリスト及び解説 ー学校設置者編ー」によって点検を行い、点検結果をまとめた業務報告書の作成業務の実績を有すること（契約書等の証明書類を提出のこと）。
- (3) 平成19年度以降に、元請として完了した建築基準法第12条第1項の規定に基づく特定建築物等定期調査並びに定期調査報告書及び定期調査報告概要書の作成業務の実績を有すること（契約書等の証明書類を提出のこと）。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1  
国立大学法人大阪大学 施設部企画課施設経理係  
電話06-6879-7116
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3（1）にて交付します。またインターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和4年8月19日 17時00分

#### 4. その他

(1) 契約保証金 免除

ただし落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を本学に支払わなければならない。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

## 見 積 書

調達件名：大阪大学（豊中他）非構造部材点検業務

見 積 金 額                      金                      円也

国立大学法人大阪大学が定めた設計業務委託契約要項を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和    年    月    日

国立大学法人大阪大学    殿

住    所  
会 社 名  
氏    名  
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

# 業務委託契約書（案）

業 務 名 大阪大学（豊中他）非構造部材点検業務

委託報酬の額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託報酬の額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 中谷 和彦 と 受注者 [ 法人名等及び氏名 ] との間において、上記の業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第1条 受注者は、別冊の業務仕様書に従い、業務を完了するものとする。

第2条 業務は、吹田市山田丘1番1号（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）他（詳細は業務仕様書を参照）において実施するものとする。

第3条 業務の着手時期は、令和 年 月 日とする。

第4条 業務の完了期限は、令和5年2月14日とする。

第5条 受注者は発注者に対し、業務完了通知書を国立大法人大阪大学施設部企画課施設経理係に送付する方法で交付するものとする。

第6条 委託報酬は、1回に支払うものとする。

第7条 委託報酬は、業務の完了確認及び成果物の引渡し後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 委託報酬の請求書は、国立大学法人大阪大学施設部企画課施設経理係に送付するものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 この契約についての一般的約定事項は、別添の設計業務委託契約要項によるものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と受注者が、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し当事者各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

吹田市山田丘1番1号  
国立大学法人大阪大学  
理事 中谷 和彦

受注者